

◆ 第6章 都市マスタープランの実現化に向けて ◆◆

6-1. 都市マスタープラン実現の仕組み

本マスタープランでは、上位計画である第五次大野市総合計画に基づき、関連部門との連携や役割分担を行いながら、将来都市像の実現に向けて取り組みます。

(1) 市民、事業者、行政による協働のまちづくりの推進

都市マスタープランに基づくまちづくりを実現するためには、市民、事業者、行政が、それぞれの役割を理解し、主体的に取り組むことが重要になります。

市民やNPO法人をはじめとする市民活動団体・事業者などがまちづくりの主体となるように、市民・事業者・行政の協働によるまちづくりを推進します。

①都市マスタープラン実現化に向けた市民、事業者、行政の役割

(市民の役割)

- 市民や地域団体（自治会など）、NPO法人※（以下「市民」という。）は、一人一人が大野市の構成員としての役割や責任を認識し、地域環境に配慮しながらまちづくりに取り組むことが求められます。
- 市民は、自らがまちづくりの受益者であるとともに、まちづくりの担い手として、市民活動や地域活動などに携わることで、きめ細かな公共サービスを創り出し、提供することが重要になります。
- 市民は、まちづくりに関する意見交換会や説明会などに積極的に参加することで、地域などのまちづくりについて十分議論し、合意形成を図りながら、行政などと一体になってまちづくりを行うものとします。

(事業者の役割)

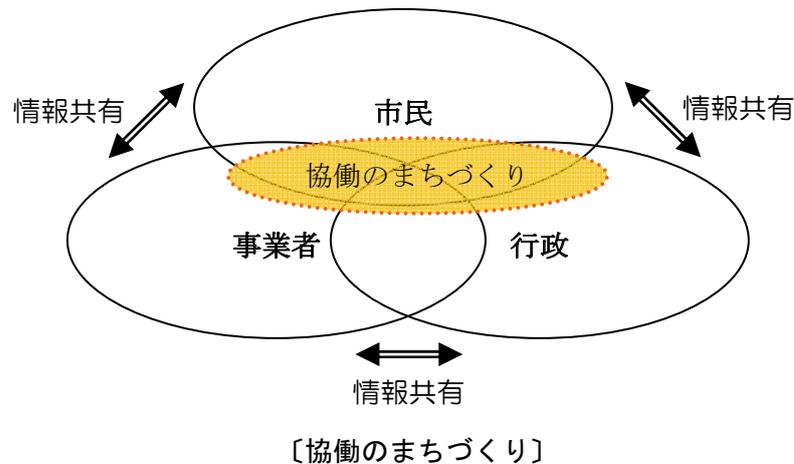
- 事業者は、まちづくりを担う一員であることを認識し、地域経済の活性化に貢献・協力することが求められます。
- 事業者は、自らがまちづくりの受益者であるとともに、まちづくりの担い手として、公民連携によるまちづくり活動などに取り組むことで、公共サービスを支え、提供することが重要になります。
- 事業者は市民や行政と協力しながらまちづくりを行うものとします。

(行政の役割)

- 行政は、都市計画を立案し、公共事業の主たる事業者となるほか、まちづくりのまとめ役として、長期的かつ総合的な視点を持って関係者と調整や連携を図り、まちづくりを推進します。

実現化方策

- 行政内部だけでは、都市づくりに必要な人材や財源が限られることから、それを補うために市民や事業者との連携を進める必要性があることを意識し、さまざまなまちづくり手法などを研究、検討し、今まで以上に協働のまちづくりを推進することが重要になります。
- 行政は、まちづくりの必要性、実施方法及びその過程などを積極的に情報提供し、可能な限り市民や事業者との情報共有に努めます。また、まちづくりに市民や事業者が参加する機会を整えると同時に、まちづくり活動をより強力に支援していきます。



(2) 周辺都市と連携したまちづくり

周辺都市の住民や事業所、行政と協力し、近隣主要観光施設への移動手段の確保や主要イベントとの連携、地域のブランドづくりなどを行い、お互いの市の魅力を高め、地域の情報を発信することで、全国の人に「一度は行ってみたい」と思わせる環境づくりに努めます。

(3) 市民などのまちづくりへの支援の充実

協働のまちづくりを進めるため、市民や事業者などによるまちづくりへの支援を充実していきます。地域でのまちづくりの話し合いや実践に関する支援をはじめ、都市計画の決定や事業の実施など、都市計画制度に基づく実現化の支援を図ります。

①まちづくりに関する情報発信

市民のまちづくりへの関心や意欲が高まるよう、都市計画の決定や変更、都市計画事業の実施など特に重要な事項を中心に、市の広報誌やホームページ、パンフレット

などを通じて積極的に情報発信を行います。また、市民や事業者が進めるまちづくりに重要な情報も発信していきます。

②都市計画などへの積極的な市民意向の反映

都市マスタープランに基づく具体的な都市計画案の作成にあたっては、アンケート調査の実施などを通じて広く市民意向を把握するほか、計画内容や決定する理由、手続きのスケジュールなどについて、十分周知を図ります。また、関係する地元への説明会やパブリックコメント*手法の活用など、市民の意見を把握する機会の充実に努めます。

③市民などによるまちづくり活動への支援

市民などがまちづくりに取り組みやすい環境づくりに向けて、これまでも大野市では越前おおの地域づくり交付金や大野市景観形成市民団体活動助成金などを用いて市民によるまちづくり活動への支援を行ってきました。今後もより市民が活動できるよう、福井県と調整を図りながら、まちづくり活動への支援を引き続き進めていきます。

④地域が主体となる、きめ細かなまちづくりの促進、支援

地区の環境を守り、特長を十分生かした、きめ細かなまちづくりの手法として、建物などの用途・位置・形態・意匠などについてルールを定める制度である建築協定*や地区計画などがあります。今後は、より市民主体のまちづくりを進めるため、これらの制度の活用を促進、支援します。

⑤都市計画申し出制度、提案制度などの普及と啓発

地域主体のまちづくりが多く行われるようになることで、地域のまちづくりに対する取り組みを都市計画に積極的に取り込んでいくことが重要になります。地権者などによる地区計画の申し出をはじめ、土地所有者やまちづくりNPO、一定の要件を満たす開発事業者などは市や県に都市計画の提案を行うことができ、今後はその普及と啓発を図っていきます。



ワークショップ
(六間通りまちづくり検討委員会)



本願清水の清掃活動

実現化方策

6-2. 都市マスタープランの評価と見直し

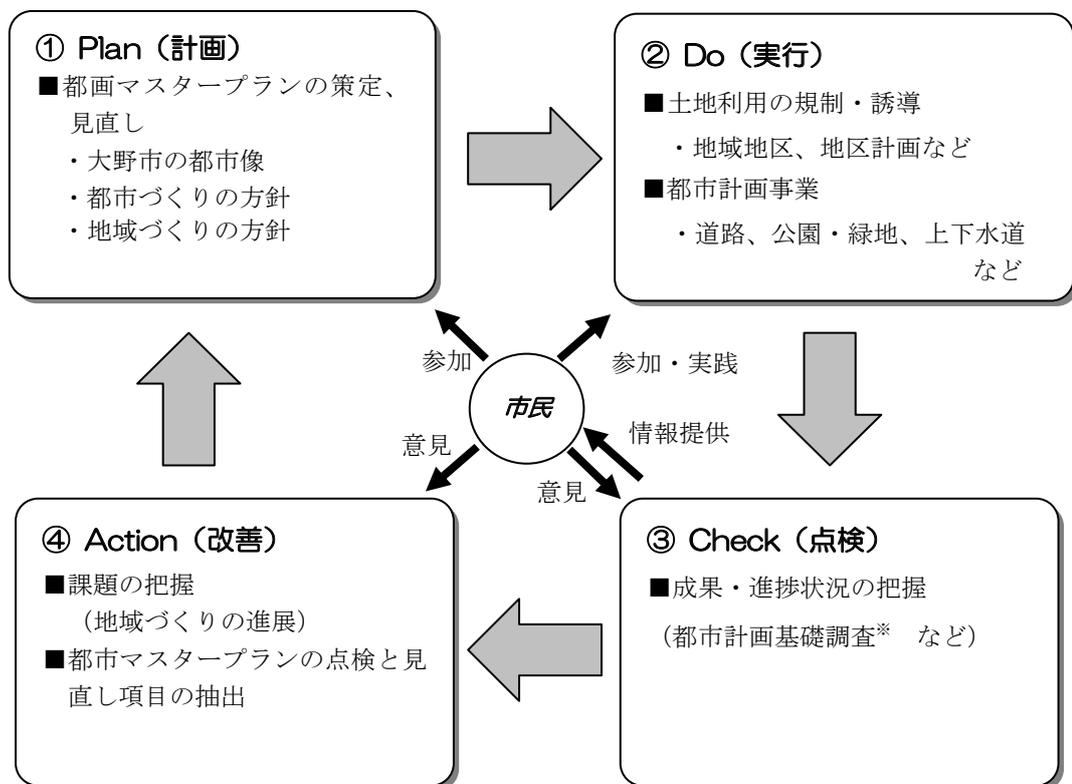
(1) PDCAサイクルの導入

都市づくりは、長期的な見通しに立って取り組むものの、その目標の実現には時間を要するものがあります。本計画は、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、今後10年間の都市計画の基本的な方針を示すものです。

都市計画は、短期的にその効果が現れるものもありますが、一方では息の長い取り組みが必要とされています。その間に社会情勢などが変化する可能性があり、目標を実現していく過程で適正に進行管理し、進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて、見直しを含む適切な政策判断を行う必要があります。

そのため、計画（Plan）を、実行に移し（Do）、その結果・成果を点検し（Check）、改善し（Action）、次の計画（Plan）へとつなげていく、計画の進行管理の仕組みをつくり、遂行していきます。

●PDCA（計画—実行—点検—改善）サイクル



(2) 都市マスタープランの点検、評価

本都市マスタープランの評価・検証の視点と指標を次の通り定め、施策や事業の進捗状況や指標などに基づいて総合的に評価・検証を行い、その結果、必要と判断される場合は、適切な見直しに取り組みます。

都市づくりの基本姿勢	点検・評価の視点	指標
(1) 人口減少時代に対応できる維持・管理コストの少ない機能集約型の都市づくり	①暮らしに必要な様々な機能が集まり、住みたいと思う市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内の土地利用状況（空き地・空き家の状況） ・保健・医療・福祉拠点の利用人数 ・全市に対する用途地域内の人口比率 ・中心市街地における一日当たりの歩行者通行量
	②中心市街地と広い市域内に点在する集落を結ぶ道路ネットワークと、まちなか観光拠点と郊外の観光拠点を結ぶネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の整備延長 ・都市計画道路の整備率 ・まちなか観光拠点と郊外の観光拠点の回遊人数
	③住み慣れた地域で住み続けられる公共交通などの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用人数
(2) 市民が誇りを感じて住み続けたいと思いい、市外の人々が訪れ、移り住みたいと思う、個性を生かした都市魅力の強化	①「歴史、文化、伝統、自然環境」などの資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史、文化、伝統、自然環境に関わる観光施設の入り込み客数 ・清水など、資源を生かした整備施設（場所）数
	②中部縦貫自動車道の整備効果を生かす都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・大野インターチェンジ周辺の土地利用状況（都市的土地利用面積比率） ・インターチェンジ利用者数 ・大野インターチェンジ～大野東インターチェンジ間に誘致予定のパーキングエリアの利用人数
	③市民が住み続けたいと思いい、来訪者が住みたいと思うまち	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者数、転出者数 ・定住促進事業補助金件数

実現化方策

(3) 都市マスタープランの見直し

社会情勢の変化に加え、都市計画では 5～10 年の間に現況を調査、解析し、必要に応じて見直しを行うものとされており、人口、産業構造、土地利用動向、行財政など、都市マスタープランを構成するフレームが大きく変化した場合や、上位計画である第五次大野市総合計画や福井県が策定する福井県都市計画区域マスタープラン（大野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）が改定された場合は点検を行い、必要性があれば、都市マスタープランの見直しを行います。